見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり労働者派遣業務について見積競争を実施します。

１．見積競争に付する事項

（１）件　　　　　名　　国立大学法人筑波大学生物農林学系Ｄ棟白岩研究室における労働者派遣業務

（２）業　務　期　間　　平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日

（３）業　務　内　容　　別紙仕様書のとおり

２．仕様書、契約条項並びに見積書の提出場所等

（１）場　　　　所　　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１
国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室（会計担当）

（２）連　絡　先　　会計担当　小平　裕太　　電話番号　０２９－８５３－４５８０

（３）見積書提出期限　　平成２６年３月２０日（木）１１時００分
見積競争結果については、電話等により行う。

３．見積の方法

（１）　国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。

（２）　見積金額は、1時間当たりの単価を算用数字を用いて明確に記載すること。

（３）　契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

４．見積競争に参加する者に必要な資格

（１）　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）　規程第４７条の規定に該当しない者であること。

（３）　平成２６年度の全省庁統一資格又は本学の競争参加資格において、関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去１年以内に本学との取引実績を有する者であること。

（４）　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

５．契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。（契約保証金は免除）

６．契約の方式

（１）　最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

（２）　契約予定者との価格交渉により、契約相手方及び契約金額を決定する。

以　上

平成２６年　３月１３日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　吉川　晃

仕　　様　　書

１．件名

国立大学法人筑波大学生物農林学系Ｄ棟白岩研究室における労働者派遣業務

２．派遣労働者が従事する業務の内容

科学技術振興機構・戦略的創造研究推進事業 CREST「海洋ハプト藻類のアルケノン合成経路の解明と基盤技術の開発」の研究推進のための業務として以下を含む研究補助。

- 微細藻類の培養と管理とその補助
- 微細藻類への外来遺伝子の導入系の開発とそれを利用した有用形質の付与
- 基礎的な生化学、分子生物学実験の補助
- GC-MS, LC-MS などを用いた生体分子の化学分析・機器分析実験及びその補助
- 顕微鏡観察を伴う実験及びその補助
- 実験に用いる試薬類の調製、実験廃液処理
- 英文文献の調査補助、英文マニュアルによる実験・機器操作
- 実験室の清掃、実験器具の片付け
- 実験記録、業務日誌の作成

３．派遣労働者の就業の場所

茨城県つくば市天王台１丁目１番１

国立大学法人筑波大学生物農林学系棟Ｄ棟 D302 生物科学実験室および関連の実験室・施設（白岩研究室）

４．派遣先責任者及び指揮命令者

［派遣先責任者］

国立大学法人筑波大学生命環境系　系長　白岩 善博

TEL　029-853-7297

［指揮命令者］

国立大学法人筑波大学生命環境系　教授　白岩 善博

TEL　029-853-7297

５．派遣労働者の人数

１名

６．派遣労働者の派遣期間

平成２６年　４月　１日から平成２７年３月３１日まで

７．派遣労働者の就業する日

週５日（月-金）。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日及び年末年始（１２月２９日から翌年1月３日まで）及び本学が指定する日を除く。

８．派遣就業の時間及び休憩時間

就業時間　 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

休憩時間　12 時 00 分から 13 時 00 分まで

７時間勤務とする。

ただし、指揮命令者が必要とする場合は、派遣元事業者における労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３６条の規定に基づく労使協定の範囲内で労働時間の延長を行うものとする。

９．休日、時間外及び深夜勤務

第７項中、労働時間の延長を行った場合は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３７条第１項及び労働基準法第３７条第１項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成６年政令第５号）に基づき、労働時間の延長（ただし、第７項中の正規の労働時間と時間外労働時間の合計が８時間を超えた場合）については、契約金額の２割５分及び深夜業務（午後１０時から翌日の午前５時まで）については、５割を契約金額に加算するものとする。

10. 派遣労働者の条件

（１）最終学歴　　理系大学卒業以上

（２）資格要件　　　本学で開催される「遺伝子組換え実験従事者講習会」を雇用後の早い段階で受講が可能であること。卒業論文研究、修士論文研究などの経験があること、業務内容にふさわしい能力を有することが望ましい。

（３）必要スキル　　１）基礎的な分子生物学的手法（クローニング、DNAシーケンス、DNA精製、RNA精製、PCR、遺伝子導入、タンパク質発現など）
２）微生物・植物等への遺伝子導入の経験を有すること
３）基礎的な微生物実験手法（無菌操作、光学顕微鏡など）
４）基礎的な化学薬品、試薬、特定化学薬品の安全な取り扱い

（４）ＯＡスキル　ExcelやWordでグラフや書類が作成できること。

（５）語学スキル　平易な英語の論文・取扱説明書を読めること。

（６）その他　　　未経験の業務にも積極的に取り組めること。

11. 派遣元事業者及び派遣労働者の遵守事項

(1)　　派遣労働者の業務遂行能力または業務態度について本学が不適当と認めたときは、派遣元事業者と協議のうえ、交替させることができるものとする。

(2)　　派遣労働者が休暇等により就業できないときは、本学の指示により、必要に応じ代替者を派遣するものとする。

12. 個人情報保護法に基づき遵守する事項

（１）　派遣元事業者及び派遣労働者は、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らし、他の目的に利用してはならない。なお、このことは契約解除後及び契約期間終了後も同様とする。

（２）　派遣元事業者及び派遣労働者は、個人情報を複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむなく複製転記等を行う場合は、派遣先責任者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

（３）　業務履行目的で利用（使用）する個人情報について、派遣元事業者及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について速やかに派遣先責任者に報告するものとする。

（４）　派遣元事業者及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流出し、その原因に重大な過失があったと認められる場合は、派遣先責任者は損害賠償の請求ができるものとする。

13. 苦情の処理

派遣労働者からの苦情の申し出があった場合は、本学責任者（派遣先責任者）と派遣元事業者が協議し、誠実に対応するものとする。

見積書提出の注意事項

１．見積書提出期限　　平成２６年３月２０日　１１時００分

２．見積書提出場所　　国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室（会計担当）

３．見積書作成の注意事項

⑴　見積金額は、1時間当たりの単価を算用数字を用いて明確に記載すること。

⑵　住所氏名を記入し押印すること。

⑶　日付けを必ず記入すること。

４．上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。

５．契約の方式

⑴　最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

⑵　契約予定者との価格交渉により、契約相手方及び契約金額を決定する。

⑶　契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

６．いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。